

## 子育て世帯

低所得の子育て世帯に対する  
子育て世帯生活支援特別給付金

【対象】①児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）  
②①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯

【給付額】対象児童1人当たり一律5万円

【申請】子ども育成課から児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給していない方は、令和5年2月28日(火)までに申請が必要です。

子ども育成課 子育て世帯  
生活支援特別給付金担当  
電話：0742-93-6599  
メール：  
kodomoikusei@city.nara.lg.jp

## 奈良市フードバンク事業

〈食品提供〉企業や個人に寄付していただいた食品を、夏休みや冬休み等長期休みに無償で提供する他、米の配送を行っています。

【対象】奈良市在住の以下のいずれかに該当する世帯  
①ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象世帯） ②準要保護世帯（就学援助の受給対象者世帯）  
③18歳到達後最初の3月31日までの子がいる生活保護受給世帯

奈良市フードバンクセンター  
（火・木・金）10～16時  
電話：0742-81-3666  
メール：  
narashi.foodbank@gmail.com

保護者が感染した場合の  
特例子育て短期支援事業

保護者が感染し、親族等での養育が困難な場合に支援します。  
子ども預かり支援：市内の施設等で一時的に子どもを預かります。

【対象】原則市内に住所がある小学生以下の子ども  
※人数制限あり ※PCR検査で陰性の子どもに限る

子ども在宅支援：市の職員が当該家庭に電話・訪問し、子どもの生活状況等を確認します。

【対象】原則市内に住所がある中学生以上の子ども

子育て相談課  
電話：0742-34-4804

## 就学援助

小・中学生を養育する保護者の方で学用品費や給食費の支払いでお困りの場合に、その費用の一部を援助します。

【令和4年度当初申請期間】令和4年5月16日～6月30日

教育総務課  
電話：0742-34-5337

## 小学校休業等対応助成金

子どもの学校・園の休校・休園、子どもの感染など、世話をを行うため有給の休暇を取得させた場合に事業者を支援します。  
※労働者が直接、休業支援金・給付金を申請できる場合があります。

特別相談窓口  
奈良労働局 雇用環境・均等室  
電話：0742-32-0210

## 妊娠中の方

### 不安を抱える妊婦への分娩前 新型コロナウイルス感染症検査

希望される妊婦の方にPCR検査を受ける費用を助成します。  
【対象】奈良市に住民登録のあり、以下の全てにあてはまる方  
・分娩予定日から概ね4週間以内の妊婦の方  
(ただし、医師が早産リスク等を鑑みて必要と認めた場合は対象)  
・発熱などの感染を疑う症状がない方  
・妊婦健診を受けている医療機関にて検査に係る事前説明を受けた上で、  
検査を希望する方

母子保健課  
電話：0742-34-1978

### 新型コロナウイルスに感染した 妊産婦への寄り添い型支援

感染が確認された場合に、保健師・助産師などが支援を行います。  
【対象】奈良市内在住であり、以下の全てにあてはまる方  
・新型コロナウイルスの感染が確認された妊産婦の方  
・健康面や出産後の育児などに不安を感じ支援を希望する方

### 新型コロナウイルスが不安な 働く妊婦への特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、運動や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方は、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください。

母性健康管理措置等に係る特別相談窓口  
奈良労働局 雇用環境・均等室  
電話：0742-32-0210

### 妊婦用タクシー利用割引券

奈良市にお住まいの妊婦の皆様にタクシー利用割引券を配付します。  
【対象】令和4年1月4日から令和4年12月28日の期間に母子健康手帳を取得された方  
【利用可能期間】配付時から令和5年3月31日まで

交通バリアフリー推進課  
電話：0742-34-4969

## 女性の方

### 生理用品の無償配布

【対象】生理用品（ナプキン）の購入が困難な方  
【配布方法】①フードバンク事業（事前申込が必要です）  
②社会福祉協議会・くらしとしごとサポートセンター  
【配布期間】令和4年7月～

共生社会推進課  
電話：0742-34-4733

## 住居を失った・失うかもしれない方

### 住居確保給付金

離職等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象として、原則3か月、最大で9か月の間、家賃相当額を支給するとともに、くらしとしごとサポートセンターによる就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

- ・支給額には上限があります。
- ・支給申請日の属する月以降分の家賃から対象となります。
- ・収入や資産、求職活動等の要件があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、3か月に限り再支給が可能となっています。  
(申請期限：令和4年6月30日(木)まで)

くらしとしごとサポートセンター  
電話：0120-372-310

### 市営住宅の一時使用

- 【対象】以下の①～③の要件を満たすもの
- ①新型コロナウイルス感染症拡大が原因で離職や収入が大幅に減少したことにより、収入月額が158,000円以下（障害者等に該当する等例外的に214,000円以下の場合あり）となった方
  - ②現に奈良市内に住所又は勤務場所を有する方
  - ③現在お住まいの住宅からの退去が必要など、住宅にお困りの方
- 【入居期間】原則1年以内

住宅課  
電話：0742-34-5174  
Fax：0742-34-8236

## 非課税世帯・新型コロナの影響により家計が急変した世帯

### 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

- 【対象】
- ① 令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯
  - ② 家計急変世帯（新型コロナの影響を受けて、令和3年1月以降家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯）
- 【給付額】1世帯あたり10万円
- 【申請期限】①住民税非課税世帯：令和4年5月31日(火) ※確認書送付済  
②家計急変世帯：令和4年9月30日(金)

奈良市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務センター  
電話：0120-333-024  
(平日9時～17時)

## 収入が減って家計が苦しい

### 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付を終了した世帯、または総合支援金の再貸付の申請を行ったが不決定になった世帯（※申請者の世帯の収入及び資産、申請者の求職活動の要件があります。）

【給付額】1か月ごとに単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、  
3人以上の世帯：10万円

【支給期間】申請月から3か月  
(再支給を受ける場合は、あわせて最大6か月)

【申請期限】令和4年6月30日(木)まで

奈良市  
自立支援金事務センター  
電話：0120-666-267  
(平日9時～17時)

### 生活資金の特別貸付 〈緊急小口資金〉

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的に生計を維持することが困難となった世帯へ、無利子で貸付を行います。【申込期限】令和4年6月30日(木)まで

奈良市社会福祉協議会  
電話：0742-93-3100  
FAX：0742-61-0330  
メール：hureai@narashi-shakyo.com

### 生活資金の特別貸付 〈総合支援資金〉

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった世帯へ、無利子で貸付を行います。【申込期限】令和4年6月30日(木)まで

### 生活にお困りの方の 自立支援相談窓口

暮らしや仕事にお困りごとを抱えている方、そのご家族などからの相談を専門の相談員がお聞きします。その上で、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成して、早期に困窮状態から脱却できるよう、生活の安定や就労など包括的かつ継続的な自立に向けての支援を行います。

くらしとしごとサポートセンター  
電話：0120-372-310

## 税金や社会保険料の納付が難しい方

### 市税の納付の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の納付が困難となる事情があれば、地方税法に基づき納税が猶予される場合があります。

(令和2年度中に猶予制度の申請をされていなかった方も対象となります)

滞納整理課  
電話：0742-34-4965

## 税金や社会保険料の納付が難しい方

### 国民年金保険料の免除・納付の猶予・学生納付特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入などが減少し、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の免除や納付の猶予を受けられることがあります。

国保年金課 国民年金係  
電話：0742-34-4737  
日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル  
電話：0570-003-004

### 国民健康保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、属する世帯の主たる生計維持者の収入が減少したなど、国民健康保険料の納付が困難になった方は、申請により保険料が減免される場合があります。

国保年金課  
電話：0742-34-4991

### 後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、属する世帯の主たる生計維持者の収入が減少したなど、後期高齢者医療保険料の納付が困難になった方は、申請により保険料が減免される場合があります。

福祉医療課 保険料係  
電話：0742-34-4754

### 介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、属する世帯の主たる生計維持者の収入が減少したなど、介護保険料の納付が困難になった方は、申請により保険料が減免される場合があります。

介護福祉課  
電話：0742-34-5422

## 公共料金の支払いが難しい方

### 水道料金の支払いの猶予

収入が大幅に減少するなどの事情により、一時的に支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられることがあります。

奈良市企業局 お客さまセンター  
電話：0742-35-6825

### ガス・電気料金の支払いの猶予

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気・ガス料金の支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられることがあります。

各事業者

### 通信料金の支払いの猶予

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、通信料金の支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられることがあります。

各事業者

## 労働・雇用関連

### 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し、支給します。  
※時短営業などで勤務時間が短くなった方や、シフトの日数が減少した方も申請できます。

#### 【対象】

中小企業に雇用される方…令和3年4月1日から令和4年6月30日までに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方  
大企業に雇用される方…大企業に雇用されるシフト制労働者等であって、令和3年4月1日から令和4年6月30日までに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方

#### 【申請期限】

令和3年4月～9月に休業した方：令和4年3月31日(木)  
令和3年10月～令和4年3月に休業した方：令和4年6月30日(木)  
令和4年4月～6月に休業した方：令和4年9月30日(金)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
電話：0120-221-276

### 傷病手当金 （国民健康保険加入者）

国民健康保険加入者が感染し（感染が疑われ）、やむなく仕事を欠勤し、給与等の全部または一部の支払いを受けられなくなった場合に支給します。

国保年金課  
電話：0742-34-4736

### 傷病手当金 （後期高齢者医療制度加入者）

後期高齢者医療制度加入者が感染し（感染が疑われ）、やむなく仕事を欠勤し、給与等の全部または一部の支払いを受けられなくなった場合に支給します。

福祉医療課  
電話：0742-34-4754

### 奈良労働局の労働相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談や企業及び労働者からの特別休暇の導入に係る相談への対応窓口を設置しています。

奈良労働局 雇用環境・均等室  
電話：0742-32-0202